条 例 案 の 概 要

条例名	要旨	
1 埼玉県税条例の一部を改正 する条例	1 趣 旨 地方税法の一部改正に伴い、法人事業税について電気事業法に 基づく特定卸供給事業に係る課税方式を規定等するための改正 2 内 容	
	(1) 法人事業税 電気事業法の一部改正により創設された特定卸供給事業につい て、発電事業等と同様の課税方式を規定	
	(2) 規定の整備3 施行期日令和4年4月1日。ただし、2(2)は令和6年1月1日	
2 埼玉県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	1 趣 旨	

条 例 名	要旨	
3 埼玉県理学療法士等修学資金貸与条例の一部を改正する 条例	1 趣 旨 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴い、理学療法士等修学資金の返還免除の要件を改めるための改正 2 内 容 修学資金の返還免除の要件となる業務就労年数が短縮される過疎地域での就労に関して、過疎地域の定義として引用する法律を改めるための改正 3 施行期日 公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用	
4 埼玉県保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	1 趣 旨 厚生労働省令「救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準」の一部改正に伴い、条例で定める保護施設等に係る運営に関する基準を改定するための改正 2 内 容 運営に関する基準に次の事項を追加 (1) 感染症や災害への対応力強化 (例) 感染症や非常災害発生時において、利用者に対して必要なサービスの提供を継続的に実施等するため、業務継続計画の策定を義務付け (2) 就業環境の整備方針等の明確化 (例)適切なハラスメント対策を講じることを義務付け 3 施行期日 令和3年8月1日。ただし、2(1)の一部に経過措置あり	

条例名	要旨
5 障害者の日常生活及び社会 生活を総合的に支援するため の法律施行条例の一部を改正 する条例	1 趣 旨 厚生労働省令「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援 するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、 設備及び運営に関する基準」等の一部改正に伴い、事業者等が行 う書面の作成等に関し、電磁的記録により行うことができること 等とするための改正
	2 内 容 (1) 事業者等の諸記録の作成等について、書面に代えて電磁的記 録による対応を可能とする
	(2) 利用者等へ書面により交付等を行うものについて、相手方の 承諾を得た上で、障害の特性に応じた適切な配慮をすることに より、電磁的方法による対応を可能とする
	(3) 規定の整備
	3 施行期日 公布の日から施行し、2(1)及び(2)については令和3年7月1 日から適用
6 児童福祉法施行条例の一部 を改正する条例	1 趣 旨 厚生労働省令「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人 員、設備及び運営に関する基準」等の一部改正に伴い、事業者等 が行う書面の作成等に関し、電磁的記録により行うことができる こと等とするための改正
	2 内 容 (1) 事業者等の諸記録の作成等について、書面に代えて電磁的記録による対応を可能とする
	(2) 利用者等へ書面により交付等を行うものについて、相手方の 承諾を得た上で、障害の特性に応じた適切な配慮をすることに より、電磁的方法による対応を可能とする

条例名	要旨	
	3 施行期日 公布の日から施行し、令和3年7月1日から適用	
7 埼玉県中山間地域ふるさと 基金条例の一部を改正する条 例		
8 埼玉県が管理する県道の構造等の基準を定める条例の一部を改正する条例	公布の日 1 趣 旨	

条 例 名

9 埼玉県屋外広告物条例の一 1 趣 旨 部を改正する条例

屋外広告物法の一部改正を踏まえ、屋外広告物の禁止地域に田 園住居地域を追加するとともに、屋外広告物の倒壊等による公衆 に対する危害を防止するため、屋外広告物を表示する者等に点検 義務を課す等するための改正

2 内容

- (1) 屋外広告物の禁止地域に田園住居地域を追加
- (2) 屋外広告物の点検の義務化
 - ア 点検の義務化
 - (ア) 一部の屋外広告物を除き、点検を義務化
 - (4) 表示・掲出に許可が必要な屋外広告物については、更新 申請時等に点検結果の報告を義務化
 - イ 有資格者による点検の義務化

点検が義務化される屋外広告物のうち一部については、有 資格者による点検を義務化又は努力義務化

現行	改正後	
規定なし	義務化	努力義務化
	地上高4m超で、か	地上高4m超で、か
	つ表示・掲出に許可	つ表示・掲出に許可
	が必要なもの	が不要なもの

- (3) 規定の整備
- 3 施行期日 公布の日。ただし、2(2)については令和4年4月1日
- 10 埼玉県立学校の学校医、学 1 趣 旨 校歯科医及び学校薬剤師の公 務災害補償に関する条例の一 部を改正する条例

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償 の基準を定める政令の一部改正に伴い、県立学校の学校医、学校 歯科医及び学校薬剤師に対する介護補償の額を改定等するための 改正

条例名	要	以日
		合で、介護に要する費用を支出して介 きの補償の上限額(月額)
	現 行 166,950円	改正後 171,650円
	(2) 規定の整備	
	3 施行期日 公布の日	